

写真原版の使用について

1. 事務手続きの流れ

- ① 使用したい文化財の写真を特定
- ↓
- ② 使用したい文化財の写真原版が文化庁の保有するものか確認
(文化庁へ電話等により問い合わせてください)
- ↓
- ③ 文化庁へ(様式1)により申請
※概要の分かる企画書も併せて送付してください
- ↓
- ④ 使用許可書及び写真原版の受領 [文化庁から発送]
納入告知書の受領 [財務省会計センターから発送]
- ↓
- ⑤ 写真原版使用料金の払い込み
写真原版の返却

2. 写真原版の使用許可の基準

文化庁が保有する文化財の写真原版は、次に掲げる場合を除き、使用を許可することとしています。

- | | |
|---|---|
| 1 | 好ましくない用途に供するため写真原版の使用が行われると認められる場合 |
| 2 | 写真原版の使用により文化庁内部部局の事務処理に支障が生ずると認められる場合 |
| 3 | ほかに文化財の著作権者若しくは所有者又は文化財の写真の著作権者があるものについて、事前にそれぞれ当該著作権者又は所有者の書面による同意を得ていない場合 |
| 4 | その他写真原版の使用を許可することが適当でないと認められる場合 |

3. 写真原版使用料金

区 分	料 金	備 考
1 単片フィルム (デジタル画像を含む)	1枚につき 3,300円	印画紙代その他の 材料費は、申請者の 負担とする
2 マイクロフィルム	1点(件)につき50コマまで 50コマを超える場合は50コマごとに 3,300円 1,650円	

※個人で申請される場合は、申請者氏名記入欄に所属・肩書を記入してください。